

令和2年8月11日

各務原市サービス事業者協議会
会員各位

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣 光晴

感染症への対応について

平素は当協議会に格別のご高配を賜りありがとうございます。

結論から申し上げます。感染症発生時の各務原市内の事業者の対応として、以下の内容を部会長一同で最重要行動として位置づけました。

「協議会に速やかな発信をしてほしい！」 この一点に限ります。

連絡手段として**協議会事務局からメール発信**の協力を行いますので**速やかな**連絡をお願いします。

新型コロナウイルスの第二波とも取れる感染流行は収まるどころか日々拡大しており、いつ自らの事業所から陽性者が発生しても不思議ではない情勢になってきました。

今回のこの流行に伴い、各務原市介護保険課、高齢福祉課と協議会役員と複数回に及ぶ協議の上、会員の皆様に協議会としての発生時の指針、対応などをまとめました。また発生前の現時点で是非決めておいて欲しい内容について事例をもとにご案内しています。まずは感染予防を最大限配慮頂きながら、今日にも発生することを前提にご準備をお願い申し上げます。

なお、事例提供につきましては、当協議会会員でもあり市内事業所で発生した笑顔いちばん様から全面的な協力を頂きました。関係各位の皆様のお詫びもこめての仲間への勇気ある発信です。生の事象を入れていますが、ぜひ活用ください。

この要請の前提を3つのステージに分けて記載があります。

- ①今回の事例で分かったこと
- ②発生前にやるべきこと
- ③発生後に協議会の会員さんがやるべきこと

改めて、各務原市介護保険サービス事業者協議会の規約を掲載しておきます。

(目的)

第1条 この会は、各務原市内で介護保険サービスを提供する者による自主的組織としてその本来の職種、職域、利害を超えて介護保険事業の円滑な運営を目指すとともに、会員自らの資質向上と質の高いサービスが提供できるよう、行政との連絡調整を図りつつ努力することを目的とする。